

相続手続のご案内【貯金】

いつも当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。
このたびは大切なご親族様の逝去に接し、心よりお悔やみ申し上げます。
お亡くなりになられた方の貯金等の相続手続につきまして、ご案内させていただきます。
ここでは、基本的な相続手続の流れを説明していますがお取引の内容によりお取り扱い方法が異なる場合がございますのであらかじめご了承ください。
詳しくは、お取引店舗までお問い合わせください。

◆相続手続が完了するまでの流れについて

①相続発生のご連絡

相続人様よりお取引店舗へお電話もしくはご来店にて、相続開始のご連絡をお願いいたします。

相続手続が完了するまで、被相続人名義貯金の入出金等のお取り扱いができません。なお、公共料金の口座振替がある場合、口座振替も停止となりますので、解約・口座変更等のお手続きをお早めをお願いいたします。

※お電話では、お取引内容についてのご質問にはお答えできかねますので、あらかじめご了承ください。

②必要書類のご案内

お取引店舗へご来店ください。

お取引内容を確認させていただき、具体的な手続き方法およびその他相続手続に必要な書類についてご案内させていただきます。

なお、ご来店者が相続人もしくは遺言執行者等であることが確認できる公的書類（戸籍謄本・遺言書等）およびご来店者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、認印をお持ちください。

③必要書類の準備とご提出

ご案内させていただいた必要書類をご用意いただき、お取引店舗へ書類の原本をご提出ください。

※相続手続依頼書以外の書類につきましては、写しを取らせていただき、原本はご返却いたします。

④必要書類の確認

手続上、追加で書類をご提出いただくこともございますのであらかじめご了承ください。

⑤お支払い等

ご請求からお支払いまでは、一定の期間を要します。

1. 必要書類について

	書類名等	ご説明事項	入手先
○	相続等に関する手続依頼書	相続人全員の自著での記入が必要です。	J A 窓口
○	被相続人の戸籍（除籍）謄本または 認証文付き法定相続情報一覧図の写し	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本または登記所（法務局）への手続きにより交付される法定相続情報一覧図の写しが必要です。	市区町村役場
○	相続人の印鑑証明書	発行日から 6 か月以内のものがが必要です。	市区町村役場
○	被相続人の貯金通帳・証書・キャッシュカード	お取引のある全ての通帳・証書	—
	遺産分割協議書		—
	遺言書		—
	遺言書検認証明書	自筆証書遺言（「遺言書情報証明書」を除く）・秘密証書遺言書の場合に必要です。	家庭裁判所
	遺言執行者選任審判書	家庭裁判所により遺言執行者が選任されている場合に必要です。	家庭裁判所
	受遺者・遺言執行者の印鑑証明書	受遺者全員（遺言執行者がいる場合は、受遺者全員に加え遺言執行者）の印鑑証明書をご用意ください。 また、発行日から 6 か月以内のものがが必要です。	市区町村役場
	相続財産清算人の印鑑証明書	発行日から 6 か月以内のものがが必要です。	市区町村役場
	相続財産清算人選任審判書		家庭裁判所
	相続放棄受理証明書 （相続放棄申述受理通知書）	相続放棄者がいる場合に必要です。	家庭裁判所
	保証人の印鑑証明書	発行日から 3 か月以内のものがが必要です。	市区町村役場

※相続のケースによらず必ずご準備いただくもの（○印のあるもの）

※相続手続には、遺言書や遺産分割協議書がある場合等相続のケースにより必要書類が異なりますので別紙「相続手続に関するご案内」をご確認ください。

【相続手続に関するご案内】

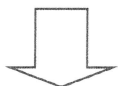
ご相続手続にかかるお手続きの流れは以下のとおりです。

◆相続手続の流れについて

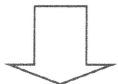
①相続発生のご連絡（組合員・利用者）



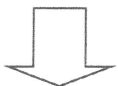
②必要書類のご案内（J A）



③必要書類の準備とご提出（組合員・利用者）



④必要書類の確認（J A）



⑤お支払い等（J A）

① 相続発生のご連絡

○お電話またはご来店にて、被相続人（亡くなられた方）のご逝去日、ご住所等をお知らせください。

※相続手続に関するご案内には一定のお時間をいただきますので、お時間に余裕をもつてご来店ください。

○亡くなられた方の相続人についてご確認ください。

② 必要書類のご案内

相続手続に関する必要書類は被相続人や相続人の状況等により異なります。

※共済・出資等に関するお手続きには、別途必要書類がございます。

○相続のケースによらず必ずご準備いただくもの

1. 被相続人の貯金通帳・証書・キャッシュカード・共済証書等
2. 相続手続依頼書（J A所定様式）
※ J A窓口へお申し出ください。

◆遺言書がある場合

A 遺言執行者がお手続きされる場合

書類	入手先
被相続人（亡くなられた方）の戸籍（除籍） 謄本※ 1 または、認証文付き法定相続情報一覧図 ※ 2	市区町村役場
	法務局
公正証書遺言謄（正）本、または自筆証書 遺言等※ 3	
遺言執行者等の印鑑証明書（6 ヶ月以内の もの）※ 4	市区町村役場
遺言執行者の本人確認書類（免許証・マイ ナンバーカード等）	
被相続人の貯金通帳・証書・キャッシュカ ード、共済証書等	
相続等に関する手続依頼書（記入いただく 方全員の実印を押印ください）	J A
その他（上記以外の書類提出をお願いする 場合がございます。）	

- ※ 1 戸籍謄本を取得いただく際は別紙 1 をご確認ください。
- ※ 2 認証文付き法定相続情報一覧図については、別紙 2 をご確認ください。
- ※ 3 自筆証書遺言の場合は、家庭裁判所の検認済証明書または検認調書謄本が必要です。
- ※ 4 「相続手続依頼書」に記入いただく全員分をご用意ください。

B 遺言執行者が選任されていない場合

書類	入手先
被相続人（亡くなられた方）の戸籍（除籍） 謄本※ 1 または、認証文付き法定相続情報一覧図 ※ 2	市区町村役場
	法務局

公正証書遺言謄（正）本、または自筆証書遺言等※3	
受遺者の印鑑証明書（6ヶ月以内のもの）※4	市区町村役場
被相続人の貯金通帳・証書・キャッシュカード、共済証書等	
相続等に関する手続依頼書（記入いただく方全員の実印を押印ください）	J A
その他（上記以外の書類提出をお願いする場合がございます。）	

- ※1 戸籍謄本を取得いただく際は別紙1をご確認ください。
- ※2 認証文付き法定相続情報一覧図については、別紙2をご確認ください。
- ※3 自筆証書遺言の場合は、家庭裁判所の検認済証明書または検認調書謄本が必要です。
- ※4 「相続手続依頼書」に記入いただく全員分をご用意ください。

◆遺言書がない場合

C 遺産分割協議書がある場合

書類	入手先
被相続人（亡くなられた方）の戸籍（除籍）謄本※1 または、認証文付き法定相続情報一覧図※2	市区町村役場
	法務局
全ての相続人の戸籍謄本（不要な場合がございます。）※3	市区町村役場
全ての相続人の印鑑証明書（6ヶ月以内のもの）	市区町村役場
遺言執行者の本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等）	
遺産分割協議書※4	
相続等に関する手続依頼書（記入いただく方全員の実印を押印ください）	J A
その他（上記以外の書類提出をお願いする場合がございます。）	

- ※1 戸籍謄本を取得いただく際は別紙1をご確認ください。
- ※2 認証文付き法定相続情報一覧図については、別紙2をご確認ください。
- ※3 相続人が、被相続人と同一戸籍の場合は不要です。
- ※4 すべての相続人様の署名・捺印（実印）があることをご確認ください。

D 遺産分割協議書を作成しない場合

書類	入手先
被相続人（亡くなられた方）の戸籍（除籍）謄本※1 または、認証文付き法定相続情報一覧図※2	市区町村役場
	法務局
全ての相続人の戸籍謄本（不要な場合がございます。）※3	市区町村役場
全ての相続人の印鑑証明書（6ヶ月以内のもの）	市区町村役場
遺言執行者の本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等）	
相続等に関する手続依頼書（記入いただく方全員の実印を押印ください）	J A
その他（上記以外の書類提出をお願いする場合がございます。）	

- ※1 戸籍謄本を取得いただく際は別紙1をご確認ください。
- ※2 認証文付き法定相続情報一覧図については、別紙2をご確認ください。
- ※3 相続人が、被相続人と同一戸籍の場合は不要です。

③ 必要書類の準備とご提出

○書類はすべて原本のご提出をお願いいたします。

J Aで原本を確認し、写しをいただいた後にご返却いたします。

④ ご提出書類の確認

手続上、追加で書類をご提出いただくこともございます。

⑤ お支払い・名義変更等

共済・出資に関してのお手続きには一定の期間を要しますので、別途ご案内いたします。

相続人様 各位

戸籍謄本を取得していただく際のお願い

被相続人様（亡くなられた方）、各相続人の戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、市区町村へ参られる際は、本紙をご持参のうえ、住民課等の担当者の方に「相続手続に必要なため、被相続人の生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。」とお伝えください。

【市区町村の担当者の方へ】

相続手続を行うにあたり、次の書類を当組合に提出してくださるようお願いしています。

● 被相続人

- ・被相続人の死亡が確認できる戸籍（除籍）の全部事項証明書が必要です。
 - ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。
- （注）戸籍謄本に「改製」、「婚姻」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

● 相続人

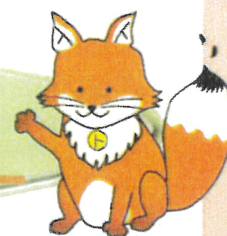
- ・被相続人の戸籍謄本だけでは相続人であることが確認できない場合、相続人の戸籍謄本が必要です。
- ・相続人が兄弟姉妹となる場合は、被相続人の両親（第二順位の相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。
- ・代襲相続の場合には、被代襲相続人の戸籍謄本についても必要です。

改製年代	必要戸籍	状況により必要となる戸籍
現 在		本籍を変更された場合 ・<u>転籍前の戸籍</u> ご結婚された場合 ・<u>入籍前の戸籍</u> 分籍された場合 ・<u>分籍前の戸籍</u>
↑	現在の戸籍（全部事項証明書）	
（平成 6 年改製）		
↑	改製前の戸籍（昭和 23 年式） ※	
（昭和 32 年改製）※		
↑	改製前の戸籍 （大正 4 年、明治 31 年、明治 19 年）	家督相続・分家している場合 ・<u>家督相続、分家前の戸籍</u>
（大正 4 年改製）		
↑		
（明治 31 年改製）		
↑		
（明治 19 年改製）		

※昭和 23 年に改正民法が施行され、法改正に基づく戸籍改製は昭和 32 年以降となったもの

あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

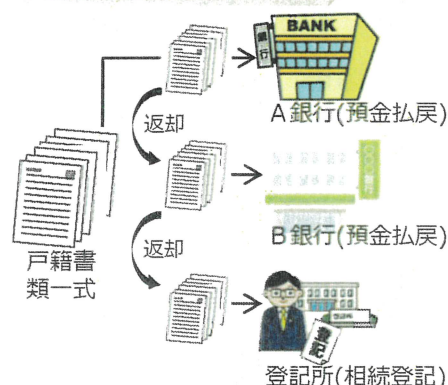


相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

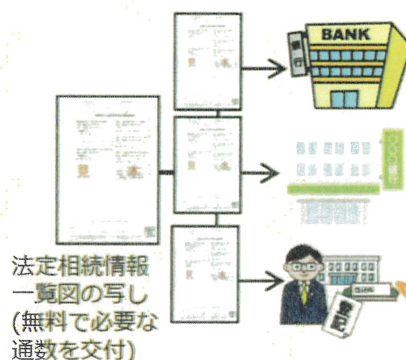
※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合



●本制度を利用した場合



ポイント！

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続きでは、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手順の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出



法定相続情報一覧図 の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして
各種相続手続きへお使いください。

令和6年4月1日から申請義務化！
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)  でもご覧いただけます。



STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	☐
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	☐
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください（被相続人が死亡した日以後の証明日のものがが必要です。）。	各相続人の本籍地の市区町村役場	☐
④	✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー（※2） ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など ※1 上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2 原本と相違がない旨を記載し、申出人（又は代理人）の記名をしてください。	—	☐

(注) 被相続人の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、法定相続人の確認のために上記①の書類に加えて被相続人の親等に係る戸除籍謄本等の添付が必要な場合があります。

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	✓（法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合） 各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し）（※） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。 ※ 各相続人の印鑑証明書や戸籍の附票でも代用できます。	各相続人の住所地の市区町村役場	☐
⑥	✓（委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2（親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3（資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、市区町村役場	☐
⑦	✓（②の書類を取得することができない場合）被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	☐

STEP 2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

最後の本籍 ○県○郡○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成28年4月1日

（被相続人）

法 務 太 郎

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

（長男）

法 務 一 郎（申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

（長女）

相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

（養子）

登 記 進

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和○年○月○日

（妻）

法 務 花 子

以下余白

法定相続情報一覧図の記入様式は、

法務局ホームページ



に掲載しています。

法定相続情報一覧図は、A4サイズの白い紙に記載してください。

その他の留意点1

- ✓ 被相続人の最後の本籍の記載は任意です。
- ✓ 相続人の住所の記載は任意です（記載した場合は、その相続人の住民票記載事項証明書等が必要です。）。
- ✓ 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- ✓ 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。

その他の留意点2

- ✓ 続柄については、子であれば「子」、配偶者であれば「配偶者」と記載しても差し支えありません（ただし、その場合は、相続税の申告手続等にお使いいただけない場合があります。）。

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○
（事務所：○市○町○番地）

STEP 3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、STEP 1で用意した書類、STEP 2で作成した法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ()		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 ☐ 法定代理人 ☐ 委任による代理人		
利用目的	☐ 不動産登記 ☐ 預貯金の払戻し ☐ 相続税の申告 ☐ 年金等手続 ☐ その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (☐ 窓口で受取 ☐ 郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	☐ 有 (有の場合、不動産所在地又は不動産番号を以下に記載する。) ☐ 無		
申出先登記所の種別	☐ 被相続人の本籍地 ☐ 被相続人の最後の住所地 ☐ 申出人の住所地 ☐ 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添の通り提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局 支局・出張所 宛			

申出をする登記所

以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をお求めください。

申出後は、登記官が提出書類の不足や誤りが無いことを確認し、一覧図の写しを交付します。

申出書は、法務局ホームページ



に掲載しています。

よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。
※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP 1で示す「必ず用意する書類／必要となる場合がある書類」に掲げる①、②（⑦）、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

一覧図に記載する被相続人との続柄については、必ず戸籍に記載される続柄を記載する必要がありますか。

申出人の選択により、続柄を「子」と記載することでも差し支えありません。ただし、続柄を「子」と記載した場合は、相続税の申告等、これを利用することができない場合がありますので、ご注意ください。

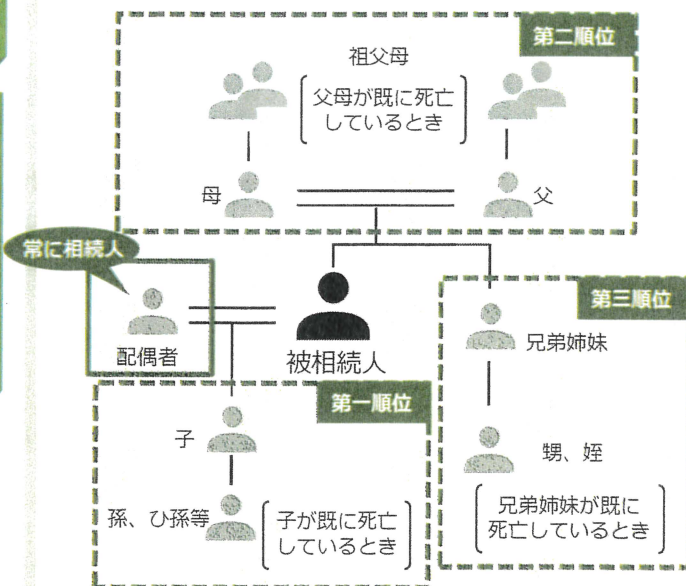
一覧図に相続人の住所は記載しなくてもよいのですか。

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意とされていますが、記載することにより、その後の手続（例：相続登記等の申請、遺言書情報証明書の交付の請求等）において各相続人の住所を証する書面（住民票の写し）の提供が不要となることがあります。

※詳細については、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各機関へお問い合わせください。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間はありません。誰かに頼むことはできますか？

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・弁護士 ・司法書士 ・土地家屋調査士
- ・税理士 ・社会保険労務士 ・弁理士
- ・海事代理士 ・行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

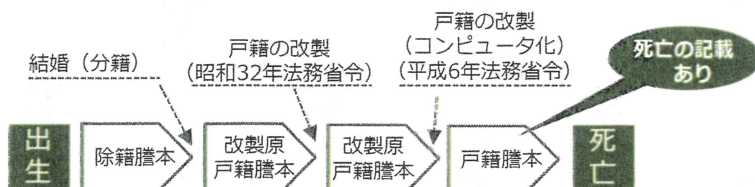
再交付をすることは可能です。

※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

● 出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ



鹿児島みらい農業協同組合 店舗一覧

店舗名	電話番号
本店	099-224-1231
原良支店	099-253-2388
郡元支店	099-251-0128
田上支店	099-256-4141
小山田支店	099-238-2300
吉野支店	099-243-1002
伊敷支店	099-229-2821
西谷山支店	099-268-2010
谷山北支店	099-268-2271
桜ヶ丘支店	099-264-7391
坂之上支店	099-261-5111
吉田南支店	099-294-2221
桜島支店	099-293-2500
谷山支店	099-269-3131
谷山東部支店	099-268-2261